

10月

今月のお知らせ

新型コロナウイルスの感染状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

さわやかサロン

日時：10月5日(木) 13時30分～

内容：みんなで手わやく

簡単な作品を作りながら
みんなでおしゃべりしましょう！

ペン習字(いきいき)教室

日時：10月16日(月) 13時30分～

内容：「絵手紙」「実用的な書」など

準備：筆ペン

～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること。～



手話教室

日時：10月18日(水) 19時30分～

持ち物：筆記用具

「手話で簡単な日常会話、
子どもから大人まで
楽しく学びましょう。」



高齢者教室

日時：10月28日(土) 9時 出発

場所：午前 浄福寺(淀江町)
午後 大山方面(予定)

参加費：(昼食代) 1000円程度
申込締切：10月20日(金)

どなたでも参加できます。
皆様のご参加をお待ちしています。
詳しい内容等は、さわやか人権文化センターへ
お問い合わせください。(電話 28-2017)

「みんなの楽級」参加者募集!

日時：11月5日(日) 10時～

内容：エコクラフトで作るかご

材料費：(大) 500円 (小) 300円

材料の準備の都合もありますので、(大)(小)の
どちらかを選んでお申し込みください。

みなさん、一緒に作ってみませんか?

(大)約 28cm×12cm×8cm

見本

日常に使える
かごを手作りし
てみませんか?

(小)約 11cm×8cm×6.5cm

参加申込先：さわやか人権文化センター(電話 28-2017)
申込締切：10月20日(金)

困りごとはありませんか? 人権が侵害されていませんか?

悩みごと・生活に困っていることがあ
りましたら、どんなことでも、1人で抱え
こまずにご相談ください。

倉吉市役所人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しま
したら、倉吉市人権政策課もしくは人権
文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/fax 28-2017

さわやか人権文化センターだより

さわやか

2023年10月1日発行 No.348

【発行所】さわやか人権文化センター

【所在地】〒682-0602

倉吉市上米積 1074-1

【電話兼ファックス】0858-28-2017

【メールアドレス】sawayaka@ncn-k.net

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

今年の「さわやか人権フェスティバル」は

12月8日(金)～12日(火)

開催します!

9月26日のさわやか人権文化センター運営委員会で、第26回さわやか人権フェスティバルの開催について、運営委員の皆さんと協議しました。

新型コロナウイルス感染症が5類へと移行され、行動制限が無くなりました。まだまだ感染対策をとることは必要ですが、制限のあった時に比べ、できることは増えてきています。今年度のフェスティバルではどのような内容で進めていくのか、話し合いました。

今年のフェスティバルは感染症対策を充分にとりつつ、コロナ禍で中止としていた内容も復活させていくことになりました。

○小学生・中学生の学習活動発表については、「コロナの感染対策はまだ必要。少しでも広い会場での開催が望ましい」との意見がありました。高城ふれあいセンターは改修中のため、今年は高城コミュニティセンターで行います。

○講演会は、コロナによる行動制限中は密を避けるため中止としてきましたが、今年度は実施します。

○食事サービスの提供を地域の方々のご協力のもとで行います。



さわやか人権文化センター運営委員会で出された主な意見

- ・小中学生の学習会調査活動の発表後に、参加された大人の方からの児童・生徒への励ましの言葉や感想等の声掛けが欲しい。
- ・コロナによる行動制限もなくなったのだから、感染症対策は引き続き必要ではあるが、できることを増やして行いたい。
- ・食事サービスで、地域の方々のご協力をいただくために、館長会等で呼びかけをする。
- ・作品展示への出展を、地域の人へもっと呼び掛けるべき。

○小・中学生の学習活動発表 12月8日(金)

○作品展示他 12月9日(土)～12日(火)

今後、各関係機関と協議し詳細を決定した上で、皆さまにご案内いたします。

応援よろしく願いいたします。

10月から、高城地区、北谷地区の 同和教育町内学習会が始まります！

地域や職場、学校などでの同和教育・人権教育によって部落問題をはじめ人権に対する意識は向上しています。しかし、まだまだ人権侵害や差別は存在しています。町内学習会で社会に存在する差別について考え、地域の取り組みや課題について話し合しましょう。

なお、コロナなどの感染状況によって学習の進め方が変わることもあります。



高城地区

テーマを「安心して暮らせていますか？ あなたは？…」として、「部落差別の現状」について学習し話し合いをします。部落差別事象は今も起こっています。今回は部落差別の現状として、「①私たちの周りの社会で起こっていること」または「②インターネット上で起こっていること、それが現実社会にどんな影響を及ぼしているのか」のどちらか一つを学習の柱としていきます。

北谷地区

あらゆる差別のない地域としていくよう、各集落で町内学習会を行います。

学習会の内容については集落ごとに企画し運営します。地域で考えてみたいことなど、各集落に合ったテーマを設定し、その課題を共有し改善に向けて話し合います。



鳥取県型「パートナーシップ制度」

とっとり安心 ファミリーシップ制度が始まります

性的少数者など多様性を認め合う社会へ

倉吉市では、お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりを推進し、多様性を認め合うことができる社会をめざしています。そのために、性の多様性を尊重し、同性カップルであっても差別されない、みんなが安心して暮らせる社会づくりを進めています。

ファミリーシップ制度とは

ファミリーシップ制度とは、一方または双方が性的少数者のカップルとその親や子を含めて家族であることを地方公共団体に宣誓し、それを公的に証明するものです。これにより、カップルだけでなくお互いの子どもや親なども家族としての関係性が証明できます。

ファミリーシップ制度が始まります

鳥取県では、10月1日からこの制度を導入します。手続きを行った二人とその親や子を家族であると認定し、証明書を発行します。

倉吉市でも同日から一部のサービスで、県が発行した証明書を提示することで事実婚のカップル・家族と同等のサービスが利用可能になります。

手続きの方法

鳥取県の窓口や書類郵送、インターネットでの電子申請で手続き可能です。

倉吉市で利用できるサービス（一部）

- ・市営住宅の入居審査
- ・国民健康保険制度
- ・後期高齢者医療制度
- ・新築住宅等補助金 など

詳しくは倉吉市ホームページをご覧ください。

【詳細問い合わせ】倉吉市役所人権政策課

電話：22-8130

性の多様性を考える

LGBT理解増進法の制定や研修、新聞・テレビなどで性的少数者（LGBTQ+など）の人権が取り上げられるようになりました。そして、学習の積み重ねによって性の多様性についての社会の認識も深まっています。一方で、性的少数者への偏見・差別も存在し、いじめやハラスメント（精神的・身体的苦痛を与える行為）を受けている人が多くいます。

L・G・B・T・Q・+ それぞれの苦悩

『LGBTQ+』は、性的指向と性自認のそれぞれの頭文字を組み合わせたもので、多様な性をポジティブに表現する言葉として使います。

このように『LGBTQ』という言葉が浸透している反面、「LGBTQという名称でひとくくりされてしまい、それぞれ固有の課題が見えづらくなった」と語るトランスジェンダーがいます。

「同性カップルは法的な婚姻関係になれない」「トランスジェンダーは男女別のトイレや更衣室が利用しづらい。就職という入口で苦勞する。手術の問題も抱える」など、L・G・B・T・Qそれぞれが抱える問題や困難は大きく異なります。

『LGBTQ+』とは

〈性的指向〉

L (レズビアン)：女性を好きになる女性

G (ゲイ)：男性を好きになる男性

B (バイセクシャル)：好きになる相手の性別を問わない人

〈性自認〉

T (トランスジェンダー)：心と体の性が一致しない人。体の性と異なる性別で生きる(生きたい)人

Q (クエスチョニング)：特定の枠に属さない人。自分の性的指向や性自認がはっきりしない人、決めない人

+ (プラス)：LGBTQ以外にもさまざまな性の在り方があることを踏まえ、より包括的な意味合いを持たせるために「+」が付けられる

同性婚制度なしは「違憲」

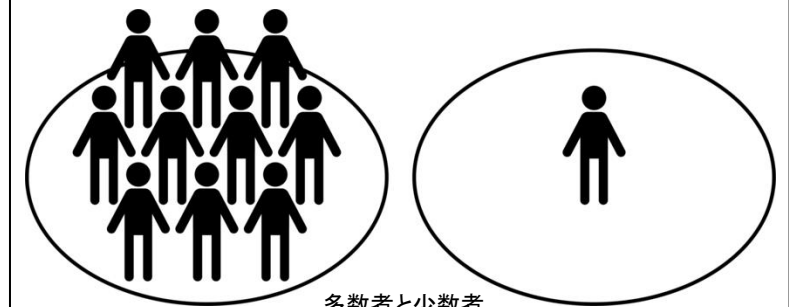
名古屋地裁は5月30日、同性婚を認める規定がない民法などを「違憲」とした判決を出した。「ふざけて笑ったり、けんかしたり。普通の家族と知ってほしい」。裁判に原告として参加した男性カップルのSさんとTさんは4年以上の裁判を支え合いながら闘ってきた。

二人は2017年に結婚届の代わりに家族関係を証明する公正証書を作成。現在は愛知県内のマンションで暮らす。さまざまな困難に直面してきた。マンションを買う際、共有名義にすることができなかった。

クレジットカードの家族カードを申し込む際など、婚姻が前提の場合がある。病気や事故に遭った時、病院で公正証書を使って家族として扱われるか見通せない。Tさんは「さまざまな手続きでカミングアウトがセットになる」と嘆く。

裁判ではトランスジェンダーの人たちから寄せられる期待が重荷となり、涙するTさんを見て、Sさんは「こんな思いをさせて続けるのは正しいのかと揺れていた」と明かす。

(2023年5月31日付 報道より)



多数者と少数者

ありのままの自分でいたい

性的少数者にとっての不安は、「ありのままの自分では社会が受け入れてくれない」ことでもあります。本人にとってはごく自然な状態が、社会から逸脱しているとして、奇異の眼で見られたりします。そのような風潮が、身近にいる性的少数者を傷つけたり、性的少数者であることを隠さざるを得なくなります。

考えていきませんか

性的少数者というと「自分とは遠い存在」と感じる人も多いと思いますが、性にかかわることは実はすべての人びとにとって中核となるものです。

性的少数者に対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生みます。誰もが自分らしく生きやすい社会づくりにむけ、多様な性について考えていきませんか。